



11月24日

申9号

## 「法令改正に伴う就業規則等の改正について」に関する申し入れ・団体交渉を行う!

今制度改正は時間単位での取得が可能になることから賛同する!  
より良い制度にするために職場の要員体制の拡充・賃金保障が必要不可欠だ!!

- 現場では、制度が作られたとしても「要員がない」ことから制度の活用・取得に躊躇している現実が散見されている。また、職場現実として静養休暇の取得に当たっては「またか」「俺の出番の時にそんな申告するな」など、管理者から制度の趣旨を理解できていないばかりか許し難いが発せられる事象が発生している。直ちに是正すべきだ!
- 改正によって職場には変化が生じる。今改正において要員数の見直しを行うべきだ!
- これまで、制度の取得が難しかった乗務員、営業、設備職場では具体的な取り扱いに対するイメージがつかない。また、職場毎に取り扱いが全く異なるようなことが無いように各系統ごとに、取り扱いに関する具体的なフローを示すべきだ。

JTSU  
I  
E

主な議論

JR  
東  
日  
本

- 組合からの指摘は受け止める。今すぐとはならないが、要員の確保と適正な配置は考えていきたい。制度改正の背景を「変革2027」も含め、家庭と仕事を両立しながら、社会で活躍いただきたい。社員への周知および管理者の制度に対する理解については、周知を重ねていく。ハラスメント対策を含め、会社としてしっかり対応していく。
- 問題意識は理解する。一定程度取得は増えると考えますが、要員を増やす考えはない。世の中の変化によっては見直しもあり得る。
- 系統ごとのフローを示すことは難しい。無給であることは変わらず、新たに時間単位での取得が可能になる。申請は前月20日迄だが、前日までの申告により取得と変更が可能である。また、乗務員においては、勤務指定がされていることからコミュニケーションを取り、時間単位での取得が可能か判断し指定を行う。突発的な申請であっても時間単位での取得を基本とする。

## 社員・家族の幸福実現と優秀な人材確保のため更なる制度の充実を求める!

- 勤務途中（中抜け）での取得を可能とすること。
- 看護・介護休暇を有給休暇にすること。また取得日数については5日から10日に拡大すること。
- 年次有給休暇についても時間単位での取得を可能とすること。



- 中抜けを設けると代務者が必要となり、事業運営上、要員確保が難しい。
- 基本はノーワーク・ノーペイであり、現時点では有給にする考えはない。
- 時間単位での取得にメリットがあることは承知しているが、現段階では考えはない。

育児・介護休業法改正の趣旨を正しく理解し、  
取得しやすい職場環境と制度の充実を実現しよう!